

令和 8 年 6 月 1 5 日
政策経営部情報システム課

江東区個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び 提供に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正の理由

江東区国民健康保険高額療養費資金貸付基金条例及び江東区国民健康保険出産費資金貸付基金条例の廃止に伴い、条例の一部を改正する。

2 改正の概要

執行機関内において特定個人情報を利用することができる事務のうち、江東区国民健康保険高額療養費資金貸付基金条例による高額療養費資金の貸付けに関する事務及び江東区国民健康保険出産費資金貸付基金条例による出産費資金の貸付けに関する事務を削る（別表第 1 及び別表第 2 関係）。

3 新旧対照表

2、3 ページのとおり

4 施行期日

公布の日

江東区個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例

新旧対照表

現行			改正案		
本則 (略)			本則 (略)		
別表第1 (第4条関係)			別表第1 (第4条関係)		
執行機関	事務		執行機関	事務	
1～11 (略)			1～11 (略)		
12 区長	江東区国民健康保険条例(昭和34年11月江東区条例第17号)による結核・精神医療給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの		12 区長	江東区国民健康保険条例(昭和34年11月江東区条例第17号)による結核・精神医療給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	
13 区長	江東区国民健康保険高額療養費資金貸付基金条例(昭和52年9月江東区条例第20号)による高額療養費資金の貸付けに関する事務であって規則で定めるもの				
14 区長	江東区国民健康保険出産費資金貸付基金条例(平成13年10月江東区条例第52号)による出産費資金の貸付けに関する事務であって規則で定めるもの				
15～26 (略)			13～24 (略)		
別表第2 (第4条関係)			別表第2 (第4条関係)		
執行機関	事務	特定個人情報	執行機関	事務	特定個人情報
1～28 (略)			1～28 (略)		
29 区長	江東区国民健康保険条例による結核・精神医療給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの	29 区長	江東区国民健康保険条例による結核・精神医療給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
30 区長	江東区国民健康保険高額療養費資金貸付基金条	地方税関係情			

	例による高額療養費資金の貸付けに関する事務であって規則で定めるもの	人生活保護関係情報であって規則で定めるもの			
31 区長	江東区国民健康保険出産費資金の貸付けに関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの			
32～57 (略)			30～55 (略)		
別表第3 (略)			別表第3 (略)		
			附 則		
			この条例は、公布の日から施行する。		